

米原市本庁舎広告付きデジタルサイネージ設置業務仕様書

1 一般事項

(1)業務名

米原市本庁舎広告付きデジタルサイネージ設置業務

(2)設置場所等

所在地	米原市米原 1016 番地
設置場所	米原市役所本庁舎 1 階 2 か所 (ア)市民保険課前の待合スペース (イ)社会福祉課前の待合スペース 2 階 1 か所 (ウ)学校教育課前の待合スペース 3 階 1 か所 (エ)市民活動スペース
設置面積	米原市役所本庁舎 1 階 2 か所 (ア)市民保険課前の待合スペース 0.3m×1.25m (イ)社会福祉課前の待合スペース 0.1m×1.25m 2 階 1 か所 (ウ)学校教育課前の待合スペース 0.1m×1.25m 3 階 1 か所 (エ)市民活動スペース 0.85m×1.0m 計 1.475 m ² ≒2.0 m ²
開庁時間	午前 9 時 00 分～午後 4 時 45 分 ※第 2、第 4 木曜日は午後 7 時まで延長(予定)
閉庁日	土・日・祝日および年末年始(12 月 29 日～1 月 3 日)
参考数値	米原市人口：36,624 人、世帯数：15,119 世帯 (令和 7 年 10 月 1 日現在)

(3)設置期間 令和8年4月30日から令和13年3月31日まで

(4)設置時期 令和8年4月下旬の市の指定する日(予定)

デジタルサイネージ設置および工事のスケジュールについては、市と受託者で別途協議の上決定します。

2 業務内容

行政情報や民間企業の広告等を表示することができる広告付きデジタルサイネージ(以下「サイネージ」という)を受託者が制作し、設置および維持管理を行うとともに、広告枠に表示する広告主の募集等、広告に関わる次の業務を行うものとします。

- (1) 本業務を運営する上で必要となる機器の設置および撤去時の原状回復（原状回復についてはサーバー等に蓄積された米原市に係るデータ消去を含む）
- (2) 「4 情報発信内容」に掲げるコンテンツの編成（タイムテーブル作成管理、画面構成等）
- (3) 良好な業務運営を維持するための機器の操作および支援（遠隔操作、コンテンツ作成支援等）
- (4) 設置した機器の維持管理、修繕および更新
- (5) 緊急時、障害発生時等発注者からの要請時における迅速な対応

- (6)「4 情報発信内容(4) 広告」については、広告募集や製作等のコンテンツ作成を行い、苦情対応窓口を設ける等トラブル対策を講じること

3 機器等の仕様

設置する機器等は次のとおりとします。

- (1)液晶ディスプレイ 42 インチ（横型）以上 4 台（最大解像度 1920×1080 以上）
- (2)操作用端末 1 台
- (3)コンテンツ配信サーバーおよび配信システム 配信対象機器 1 台
コンテンツ配信サーバーの設置場所は問いません。（米原市役所を除く。）インターネット回線等は独自で用意すること。
- (4)その他本業務を良好に運営するうえで必要となる機器等

4 情報発信内容

発信する情報は、次に掲げる内容のものとし、文字情報、動画、静止画により放映します。

- (1)市政情報（お知らせ等最新情報、イベント等行事案内等）
- (2)米原市 P R 動画
- (3)災害時緊急情報
- (4)広告
- (5)その他掲載が「実施要領 1」の目的に資する内容であると市長が認めるもの

5 民間企業等の広告

- (1)受託者は、広告主の募集、決定、広告の製作、掲出、広告主との調整等、広告に係る一切の業務を行うこと。
- (2)広告の掲載内容に関しては、米原市広告掲載要綱（平成 18 年 4 月 14 日告示第 119 号）に定めるところに従うほか、次の条件を満たしてください。
 - (ア)受託者自らが広告代理店であるか、広告代理店と広告代理業務の委託契約を締結していること。
 - (イ)受託者側で広告の募集、製作等コンテンツの作成を行い、苦情等対応窓口を設けること。
広告を掲載するディスプレイには、窓口連絡先を明記すること。
 - (ウ)広告とそれ以外の情報が明確に区分されるよう配慮し、必要な注記を行うこと。広告主の選定及び広告内容等については米原市広告掲載要綱及び米原市広告掲載基準を遵守すること。
 - (エ)広告内容等に関する一切の責任は、受託者において負うこと。

6 費用負担等

- (1)サイネージの製作、設置、維持管理(電気料金、通信費含む)、移設及び撤去等に要する一切の費用は、ライセンス料等込みで受託者の負担とします。
- (2)設備に掲載される広告の広告料については、全て事業者の収入とします。
- (3)使用料は、米原市行政財産使用料条例（平成 17 年米原市条例第 52 号）に基づき、市が発行

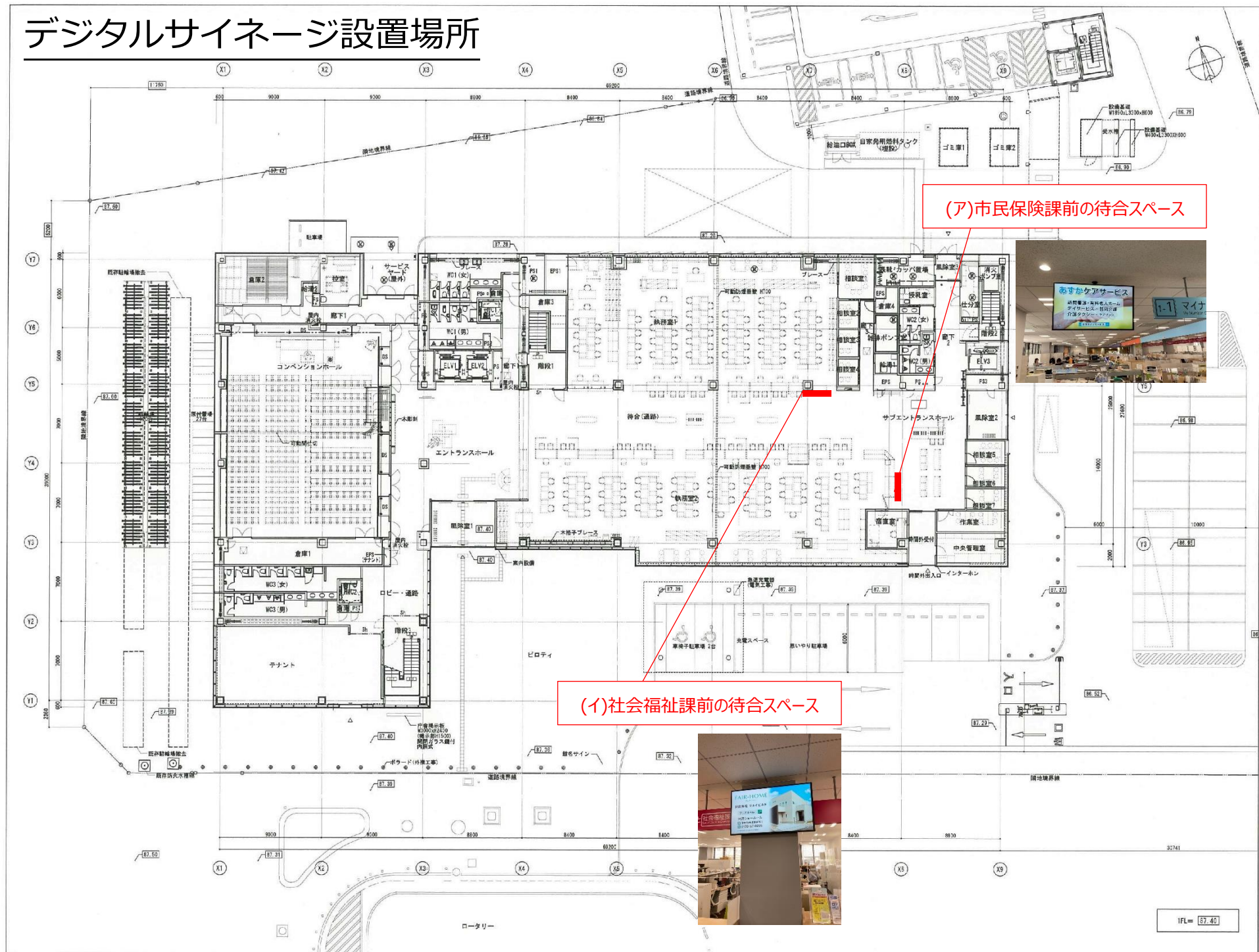
する納入通知書により、指定する期日までに支払うこと。

- (3) 毎年度、広告放映料(受託者が提案した金額)を、市が発行する納入通知書により、指定する期日までに支払うこと。
- (4) 電気料金は、受託者が製品カタログ等により申告する消費電力量を基に算出するものとし、市が発行する納入通知書により、指定する期日までに支払うこと。
- (5) 庁舎レイアウトの変更等により、移設が必要と市が判断した場合は、市の指示により、事業者の負担において移設すること。

7 その他

- (1) 受託者は契約締結後、サイネージの仕様、施工方法等について、改めて市と協議し、市の承諾を得た上でサイネージの設置を行うこと。
- (2) サイネージを設置する権利を第三者に譲渡し、又は転貸し、又は担保に供してはならない。
- (3) 受託者は、サイネージの機器操作等を行う職員に対し研修を実施してください。
- (4) 受託者は、サイネージの機器操作等のマニュアルを作成し、市に提出してください。
- (5) 業務を正常かつ円滑に行うことができるよう受託者負担により、次のとおり保守管理体制を確保してください。
 - (ア) 機器の不具合、故障等に速やかに対応できる体制を整えておくこと。
 - (イ) サイネージ稼働時間内は、稼働状況を監視することができ、障害発生時には速やかに市へ連絡を行うこと。
 - (ウ) OS等のバージョンアップには市にあらかじめ十分な説明を行った後対応すること。
 - (エ) 設備の状態を良好に保つため、定期的な点検を行うこと。
 - (オ) 操作、設定等に関する問い合わせや障害発生時対応の窓口を設けること。
- (6) 受託者は、業務の全部または主体部分を一括して第三者に再委託してはなりません。なお、業務の一部を第三者に再委託しようとする場合は、受託者は、あらかじめ書面を市に提出し、承諾を受けなければなりません。なお、受託者は再委託先の行為について全責任を負うこと。
- (7) 受託者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはなりません。業務終了後も同様とします。
- (8) 受託者が業務の実施に伴い、第三者に損害を及ぼしたときは、受託者がその損害を賠償しなければなりません。
- (9) 市は、受託者の責めに帰す理由により庁舎の利用に不適切な事情が発生した場合は、使用許可を解除することができます。この場合、受託者は機器一式を撤去し、かつ設置前の原状に復してください。
- (10) 受託者は契約期間が満了又は契約が解除された場合は、速やかに原状回復すること。なお市が必要性を認めない場合はその限りではない。
- (11) 本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、市と受託者が協議の上決定するものとする。

デジタルサイネージ設置場所



1階

竣工申請 2019.07.24
 完成図 2019.07.01
 設計図 2019.07.01
 竣工図 2021.03.01
 当座作成日 2021.04.16

設計番号 01-32902-000

米原市総合庁舎整備事業

【竣工図】
 発行日 2021.03.01
 図面名称

1階平面図

縮尺 A1:1/150 A3:1/300

A-018

00000

(ウ)学校教育前の待合スペース



2階

確認申請済 2019.07.24
 着工済 2019.07.01
 竣工済 2021.03.01
 着工済済 2021.04.16

設計番号 01-32902-000

米原市統合庁舎整備事業

【竣工図】

発行日 2021.03.01

図面名称

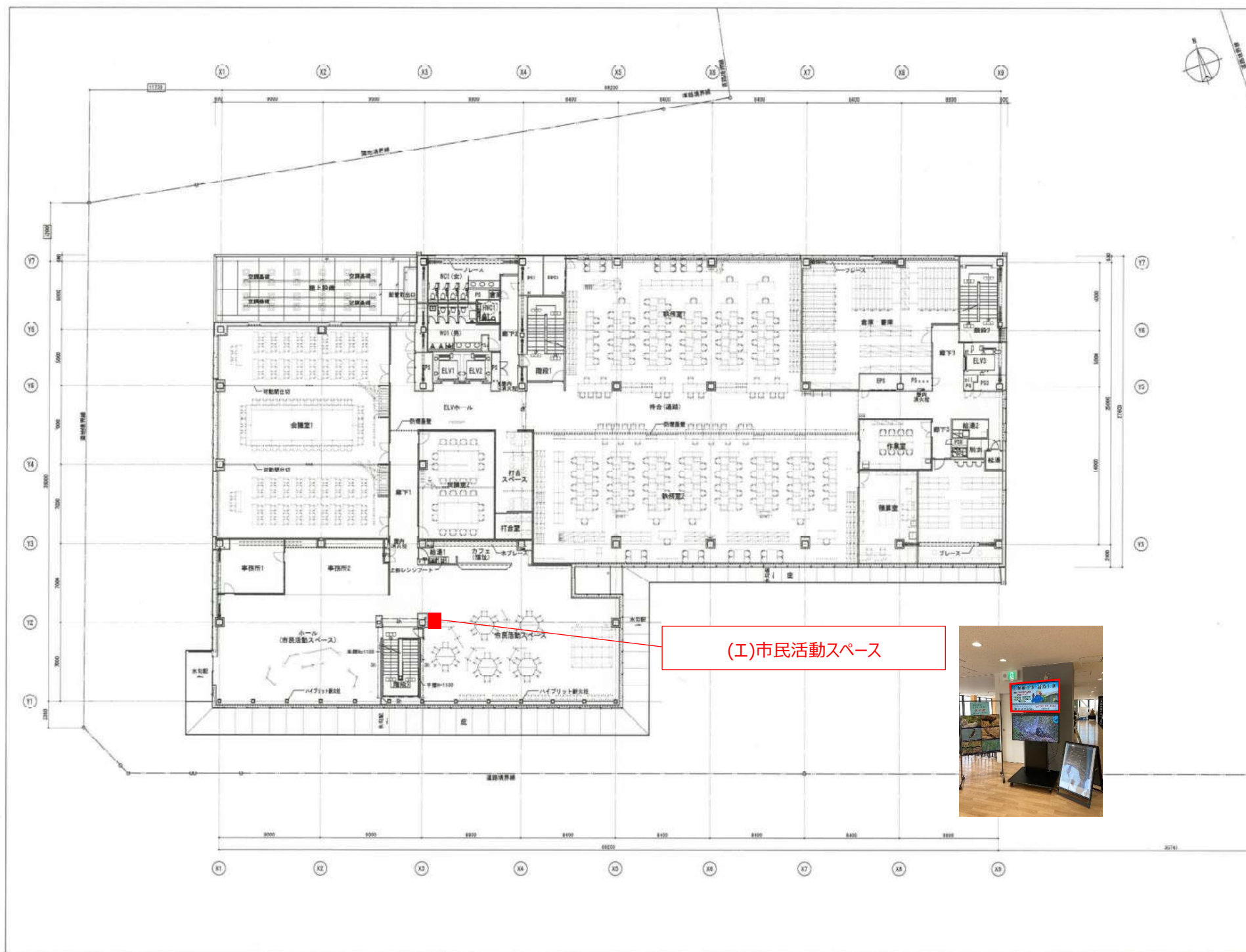
2階平面図

縮尺 A1:1/150 A3:1/300

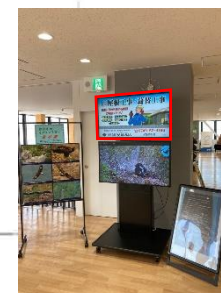
A-019

A0005

3階



(エ)市民活動スペース



確認申請済	2019.07.24
発注済	2019.07.01
設計図	—
竣工図	2021.03.01
作成年度	2021.04.15

設計番号 01-22902-000

米原市総合庁舎整備事業

【竣工図】

発行日 2021.03.01

図面名称

3階平面図

縮尺 A1:1/150 A3:1/300

A-020